埼医業Ⅱ第１８０２号
令和２年１１月１１日

各郡市医師会長　殿

埼玉県医師会長　金井　忠男
(担当常任理事　寺師　良樹)

各種健康診断を実施している医療機関に関する情報の公表について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、埼玉労働局労働基準部長から標記の件について、別添のとおり依頼がありましたので、貴会会員への周知方にご高配くださいますようお願い申し上げます。

なお、医療機関リストへの掲載を希望される場合は、埼玉労働局ホームページから申込書をダウンロードのうえ、埼玉労働局労働基準部健康安全課へご提出ください。詳しくは下記URLをご参照ください。

記

埼玉労働局「健康診断実施機関の皆様へ」のページ
https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/kenshin-kikan.html

(提出先)　埼玉労働局労働基準部健康安全課
〒330-6016
さいたま市中央区新都心11-2ランド・アクシス・タワー15階
電話番号048（600）6206　FAX番号048（600）6226
電子メール：kenkouanzenka-saitamakyoku@mhlw.go.jp

以上

担当　埼玉県医師会業務Ⅱ課　児島
電話　０４８－８２４－２６１１

埼玉県八潮医師会 収受 2.11.12 第984号

写

埼労基発1013第1号
令和2年10月13日

一般社団法人埼玉県医師会　会長　殿

埼玉労働局労働基準部長

各種健康診断を実施している医療機関に関する情報の公表について（要請）

日頃より労働基準行政の推進について格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、新たに「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、特定化学物質障害予防規則が改正され、金属をアーク溶接する作業等を行う事業場に対し、特定化学物質健康診断の実施が義務付けられることとなりました（別添パンフレット参照）。

このため、新たに特定化学物質健康診断の実施が義務付けられた事業場等が、速やかに健康診断を実施できるよう、埼玉労働局では、今回の法改正を契機とし、別添様式により県内の医療機関から健康診断の実施に関する情報を募り、各種健康診断実施機関リストを作成し公表することといたしました。

つきましては、貴職におかれましては、このような取組にご賛同を賜りたく、また、関係医療機関に対する周知啓発いただきますよう、併せて、お願いいたします。

健康診断実施機関の皆様へ

職場における健康診断は、労働者の健康状況を把握するための基本となる対策です。埼玉労働局では、事業者が各種健康診断を実施する際の情報として、県内において各種健康診断を実施する医療機関リストを作成することとしました。

このため、この医療機関リストへの掲載を希望される場合は、別添「申込書」に記入していただき、FAX、電子メール等により埼玉労働局労働基準部健康安全課あて提出をお願いいたします。

また、この件に関するお問い合わせは、下記担当者あてお願いいたします。

（提出先）埼玉労働局労働基準部健康安全課
〒330-6016
さいたま市中央区新都心11-2ランド・アクシス・タワー15階
電話番号048（600）6206　FAX番号048（600）6226
電子メール（ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　kenkouanzenka-saitamakyoku@mhlw.go.jp）

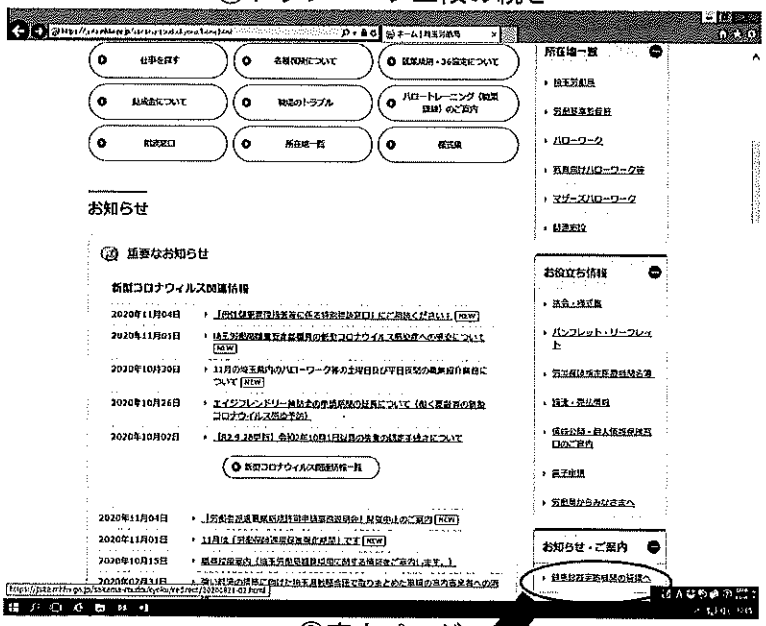
【担当者】埼玉労働局労働基準部健康安全課
労働衛生専門官　布施武雄
電話番号048（600）6206

埼玉労働局ホームページ

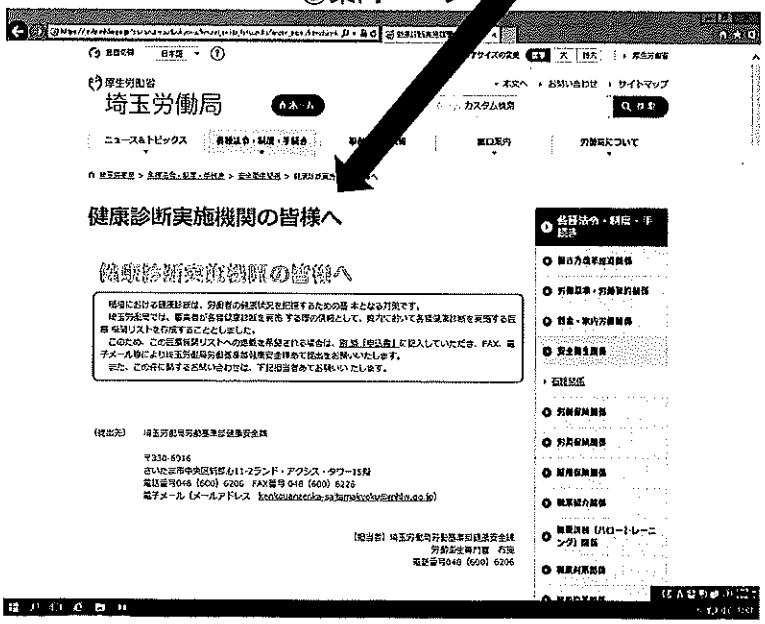
①トップページ上段



②トップページ上段の続き



③案内ページ



提出先　埼玉労働局健康安全課あて

〒330-6016　さいたま市中央区新都心11－2ランド・アクシス・タワー15階
電話番号048（600）6206　FAX番号048（600）6226
電子メール　kenkouanzenka-saitamakyoku@mhlw.go.jp

「労働安全衛生法等に基づく各種健康診断実施機関一覧表（埼玉県内）」の掲載申込書

申込日	R　　年　　月　　日	記入者職氏名	

1　健康診断実施機関	名称	
	所在地	
	電話番号	

2　申込の内容　※①及び②について、それぞれ該当箇所に☑（チェックマーク）を記入してください。

①「新規又は追加」で掲載する健康診断 ☐ 新規 ☐ 追加	☐	定期健康診断	☐	特定化学物質健康診断
	☐	有機溶剤等健康診断	☐	鉛健康診断
	☐	四アルキル鉛健康診断	☐	高気圧業務健康診断
	☐	電離放射線健康診断	☐	除染等電離放射線健康診断
	☐	石綿健康診断	☐	じん肺健康診断
	☐	心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）		
	☐	指導勧奨による特殊健康診断（VDT作業）		
	☐	指導勧奨による特殊健康診断（介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業）		
	☐	指導勧奨による特殊健康診断（騒音作業）		
	☐	指導勧奨による特殊健康診断（チェーンソー等による振動業務）		
	☐	指導勧奨による特殊健康診断（上記以外の作業、業務）		
②既に掲載している健康診断を「削除」するもの	☐	定期健康診断	☐	特定化学物質健康診断
	☐	有機溶剤等健康診断	☐	鉛健康診断
	☐	四アルキル鉛健康診断	☐	高気圧業務健康診断
	☐	電離放射線健康診断	☐	除染等電離放射線健康診断
	☐	石綿健康診断	☐	じん肺健康診断
	☐	心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）		
	☐	指導勧奨による特殊健康診断（VDT作業）		
	☐	指導勧奨による特殊健康診断（介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業）		
	☐	指導勧奨による特殊健康診断（騒音作業）		
	☐	指導勧奨による特殊健康診断（チェーンソー等による振動業務）		
	☐	指導勧奨による特殊健康診断（上記以外の作業、業務）		

金属アーク溶接等作業を**継続して屋内作業場で**行う皆さまへ

金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、**「溶接ヒューム」**について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和３年４月１日から施行・適用**します。

※一部経過措置があります（令和４年４月１日施行）

- このリーフレットは、**金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う**事業者向けのものです。
- **屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場**で金属アーク溶接等作業を行う方は、リーフレット「**屋外作業場等において**金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ」をご覧ください。

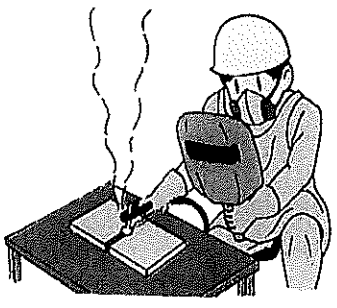
※「**屋内作業場**」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。
・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

※「**継続して行う屋内作業場**」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

１．新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業(※)において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第２類物質）として位置付けました。

※金属アーク溶接等作業
・金属をアーク溶接する作業、
・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



溶接ヒューム	
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（ＩＡＲＣ）グループ１ **ヒトに対する発がん性** その他　：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（ＭｎＯ）について**神経機能障害** 三酸化二マンガン（Mn_2O_3）について **神経機能障害、呼吸器系障害**	溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した固体の粒子（粒径0.1～1μm程度）

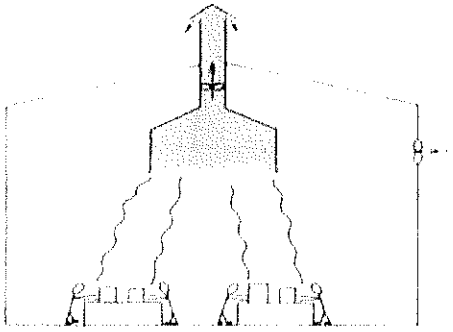
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

2．特定化学物質としての規制

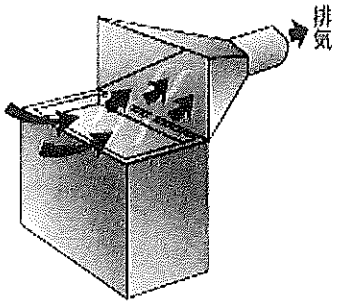
（1）全体換気装置による換気等（特化則第38条の21第１項）

- 金属アーク溶接等作業に関する溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。
 ※「**同等以上の措置**」には、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。
- 「**全体換気装置**」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者（→６ページ）が、1月を超えない期間ごとに、その損傷、異常の有無などについて点検する必要があります。

【全体換気装置の例】



【局所排気装置の例】



（2）溶接ヒュームの測定、その結果に基づく呼吸用保護具の使用及びフィットテストの実施等（特化則第38条の21第２項～第８項）

- 「**金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場**」の場合
 当該作業の方法を新たに採用し、または変更しようとするときは、以下の措置を講じることが必要です（令和４年３月31日まで経過措置あり→８ページ）。

※「**変更しようとするとき**」には、以下の場合が含まれます。
・溶接方法が変更された場合
・溶接材料、母材や溶接作業場所の変更が溶接ヒュームの濃度に大きな影響を与える場合

必要な措置の流れ

① 溶接ヒュームの濃度の測定 →３ページ

測定の結果がマンガンとして0.05mg/㎥以上等の場合

② 換気装置の風量の増加 その他必要な措置 →４ページ

③ 再度、溶接ヒュームの濃度の測定 →３ページ

左記以外の場合

④ 測定結果に応じ、有効な呼吸用保護具を選択し、労働者に使用させる →４ページ

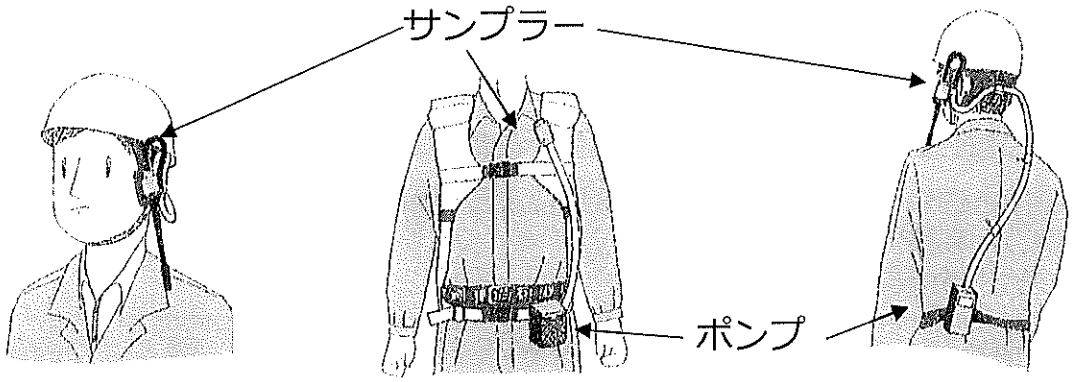
⑤（面体を有する呼吸用保護具を使用させる場合）
１年以内ごとに１回、フィットテスト（※）の実施 →５ページ

令和４年３月31日まで経過措置あり →８ページ

※当該呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認をいいます。

①③溶接ヒュームの濃度の測定等（測定等告示※第１条）

個人ばく露測定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定します。



（注）個人ばく露測定は、**第1種作業環境測定士**、**作業環境測定機関**などの、当該測定について十分な知識・経験を有する者により実施してください。

個人ばく露測定の詳細

① 試料空気の採取は、金属アーク溶接等作業に従事する労働者の**身体に装着する試料採取機器**を用いる方法により行います。

※試料採取機器の採取口は、労働者の呼吸する空気中の溶接ヒュームの濃度を測定するために**最も適切な部位（呼吸域）**に装着する必要があります。その際、採取口が**溶接用の面体の内側**となるように留意します。

② 試料空気の採取の対象者、時間は以下のとおりです。

・試料採取機器の装着は、労働者に**ばく露される溶接ヒュームの量がほぼ均一であると見込まれる作業**（以下「**均等ばく露作業**」）ごとに、それぞれ、**適切な数（２人以上に限る）**の労働者に対して行います。

※均等ばく露作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた２以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により採取が行われたときは、この限りではありません。

・試料空気の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が**金属アーク溶接等作業に従事する全時間**です。なお、採取の時間を短縮することはできません。

③ 試料採取方法は、作業環境測定基準第２条第２項の要件に該当する**分粒装置**を用いる**ろ過捕集方法**またはこれと同等以上の性能を有する試料採取方法により行います。

④ 分析方法は、吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、左記と同等以上の性能を有する分析方法により行います。

※ 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和２年厚生労働省告示第286号）

②換気装置の風量の増加その他の措置（特化則第38条の21第３項）

① 溶接ヒュームの濃度測定の結果に応じ、**換気装置の風量の増加**その他必要な措置を講じます（次に該当する場合は除きます。）。

・溶接ヒュームの濃度がマンガンとして0.05mg/m³を下回る場合

・同一事業場の類似の溶接作業場において、濃度測定の結果に応じて十分に措置内容を検討し、当該対象作業場においてその措置をあらかじめ実施している場合

※「その他必要な措置」には、次の措置が含まれます。

・溶接方法や母材、溶接材料等の変更による溶接ヒューム量の低減
・集じん装置による集じん
・移動式送風機による送風の実施

② ①の措置を講じたときは、その効果を確認するため、再度、個人ばく露測定により空気中の溶接ヒュームの濃度を測定します。

③ 個人ばく露測定による溶接ヒュームの濃度の測定等を行ったときは、その都度、必要な事項を記録します（３年保存）。

④呼吸用保護具の選択の方法（測定等告示第２条）

① 溶接ヒュームの濃度の測定の結果得られたマンガン濃度の最大の値（C）を使用し、以下の計算式により「**要求**防護係数」を算定します。

$$\text{**要求**防護係数}\quad PF_r = \frac{C}{0.05}$$

②「**要求**防護係数」を上回る「**指定**防護係数」を有する呼吸用保護具を、以下の一覧表から選択します。

指定防護係数※一覧（抜粋）

呼吸用保護具の種類				指定防護係数
防じんマスク	取替え式	全面形面体	RS3又はRL3	50
			RS2又はRL2	14
			RS1又はRL1	4
		半面形面体	RS3又はRL3	10
			RS2又はRL2	10
			RS1又はRL1	4
	使い捨て式		DS3又はDL3	10
			DS2又はDL2	10
			DS1又はDL1	4
電動ファン付き呼吸用保護具	全面形面体	S級	PS3又はPL3	1，000
		A級	PS2又はPL2	90
		A級又はB級	PS1又はPL1	19
	半面形面体	S級	PS3又はPL3	50
		A級	PS2又はPL2	33
		A級又はB級	PS1又はPL1	14
	フード形又はフェイスシールド形	S級	PS3又はPL3	25
		A級		20
		S級又はA級	PS2又はPL2	20
		S級,A級又はB級	PS1又はPL1	11

（注）ＲＳ１、ＲＳ２などは、防じんマスクの規格の規定による区分、Ｓ級、Ａ級およびＢ級、ＰＳ１、ＰＳ２などは、電動ファン付き呼吸用保護具の規格の規定による区分です。

※ 電動ファン付き呼吸用保護具とエアラインマスクのうち、実際の作業時の測定等により得られた防護係数がこの表に掲げる指定防護係数を上回ることを**製造者が証明する特定の型式**については、別に定める指定防護係数を使用することができます。

⑤フィットテストの方法（測定等告示第３条）

●フィットテストの方法

① **JIS T8150**（呼吸用保護具の選択、使用および保守管理方法）に定める方法またはこれと同等の方法により、呼吸用保護具の外側、内側それぞれの測定対象物質の濃度を測定し、以下の計算式により「**フィットファクタ**」を求めます。

$$（フィットファクタ）＝\frac{呼吸用保護具の\textbf{外側}の測定対象物質※の濃度}{呼吸用保護具の\textbf{内側}の測定対象物質の濃度}$$

② 「フィットファクタ」が、以下の「**要求**フィットファクタ」を上回っているかどうかを確認します。

呼吸用保護具の種類	要求フィットファクタ
全面形面体を有するもの	500
半面形面体を有するもの	100

●フィットテストの記録の方法

確認を受けた者の氏名、確認の日時、装着の良否、上記の確認を外部に委託して行った場合の受託者の名称を記録します。

（記録の例）

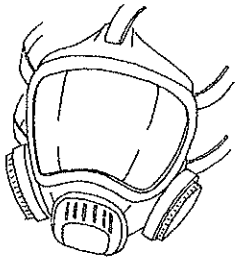
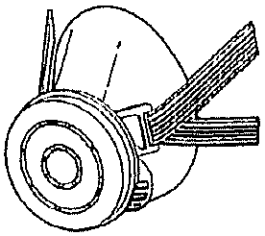
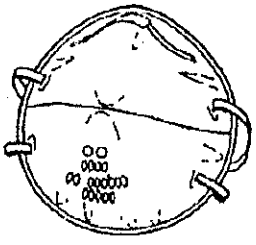
確認を受けた者	確認の日時	装着の良否	備考
甲山一郎	12/8　10:00	良	●●社に委託して実施（以下同じ。）。
乙田次郎	12/8　10:30	否（1回目） 良（2回目）	最初のテストで不合格となったが、マスクの装着方法を改善し、2回目で合格となった。

※　大気粉じん等、JIS T8150で定めるものです。

（参考）呼吸用保護具の種類

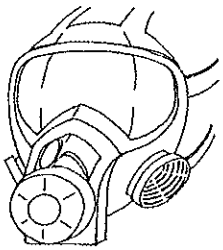
防じんマスク

【取り替え式・全面形面体】　【取り替え式・半面形面体】　【使い捨て式】

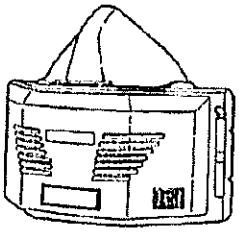




電動ファン付き呼吸用保護具

【全面形面体】



【半面形面体】



（３）掃除等の実施（特化則第38条の21第9項）

金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、**水洗等粉じんの飛散しない方法**によって、**毎日１回以上掃除**しなければなりません。

※「水洗等」には超高性能（HEPA）フィルター付き真空掃除機が含まれますが、粉じんの再飛散に注意する必要があります。

（４）特定化学物質作業主任者の選任（特化則第27条、第28条）

「**特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習**」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

（令和４年３月31日まで経過措置あり→８ページ）

① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、**作業の方法**を**決定**し、労働者を指揮すること

② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを**予防するための装置**を１か月を超えない期間ごとに**点検**すること

③ **保護具の使用状況**を**監視**すること

（５）特殊健康診断の実施等（特化則第39条～第42条）

溶接ヒュームを取り扱う作業に**常時従事**する労働者に対して、健康診断を行うことが必要です。

- 金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対し、雇入れまたは当該業務への 配置換えの際およびその後**６月以内ごとに１回**、定期に、規定の事項について健康診断を実施する（１次健診）。
- 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する（２次健診）。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果（個人票）は、**５年間の保存**が必要。
- 特定化学物質健康診断結果報告書（特化則様式第３号）を労働基準監督署長に提出する。
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

■溶接ヒュームの健診項目

１次検診	①業務の経歴の調査　②作業条件の簡易な調査 ③溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査　⑤握力の測定
２次健診	①作業条件の調査　②呼吸器に関する他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定

※金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「**じん肺健康診断**」の実施（じん肺法第7～9条の2）が必要ですのでご注意ください。

（6）その他必要な措置

溶接ヒュームを取り扱う作業に関し、次の措置を講じることが必要です。

① **安全衛生教育**（安衛則第35条）

労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項について、教育を行う。

② **ぼろ等の処理**（特化則第12条の２）

対象物に汚染されたぼろ（ウエス等）、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。

③ **不浸透性の床の設置**（特化則第21条）

作業場所の床は、不浸透性のもの（コンクリート、鉄板等）とする。

④ **立入禁止措置**（特化則第24条）

関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。

⑤ **運搬貯蔵時の容器等の使用等**（特化則第25条）

対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。

⑥ **休憩室の設置**（特化則第37条）

対象物を常時、製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場所以外の場所に休憩室を設ける。

⑦ **洗浄設備の設置**（特化則第38条）

以下の設備を設ける。

・洗眼、洗身またはうがいの設備
・更衣設備
・洗濯のための設備

⑧ **喫煙または飲食の禁止**（特化則第38条の２）

対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。

⑨ **有効な呼吸用保護具の備え付け等**（特化則第43条、第45条）

必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

3．施行日・経過措置

屋内作業場における金属アーク溶接等作業の規制は、下表のスケジュールで施行されます。

規制の内容	2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定・呼吸用保護具の使用等	現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和４年３月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。 ※測定を行った場合は、令和4年3月31日までに「換気風量の増加その他必要な措置」を講じていただく必要があります。								溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)			
									換気風量の増加その他必要な措置(4/1～)			
									再度の溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)			
	・現時点でも、粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。 ・令和４年４月１日以降は、特化則に基づき、溶接ヒュームの濃度測定結果に基づいて呼吸用保護具を選択し、使用しなければなりません。								呼吸用保護具の選択･使用(4/1～)			
									フィットテストの実施(4/1～)			
特定化学物質作業主任者の選任									選任義務(4/1～)			
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置					実施義務(4/1～)							

改正内容に関する通達・資料はこちら
厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html

条文の参照は、電子政府の総合窓口（e-GOV）法令データ提供システム
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/

お問い合わせ・・・都道府県労働局または労働基準監督署
（所在案内： http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html）

屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ

金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、**「溶接ヒューム」**について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和３年４月１日から施行・適用**します。

※作業主任者の選任について経過措置があります（令和４年４月１日施行）

- このリーフレットは、金属アーク溶接等作業**を屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場**で行う事業者向けのものです。
- 金属アーク溶接等作業を**継続して屋内作業場で**行う方は、リーフレット「金属アーク溶接等作業を**継続して屋内作業場**で行う皆さまへ」をご覧ください。

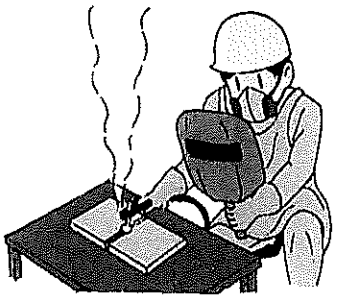
※「屋内作業場」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。
・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

※「継続して行う屋内作業場」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

１．新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第２類物質）として位置付けました。

※**金属アーク溶接等作業**
・金属をアーク溶接する作業、
・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



溶接ヒューム	
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（ＩＡＲＣ）グループ１ **ヒトに対する発がん性** その他　：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（ＭｎＯ）について**神経機能障害** 三酸化二マンガン（Mn_2O_3）について **神経機能障害、呼吸器系障害**	溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した固体の粒子（粒径0.1～1μm程度）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

2．特定化学物質としての規制

（1）屋内作業場における全体換気装置による換気等

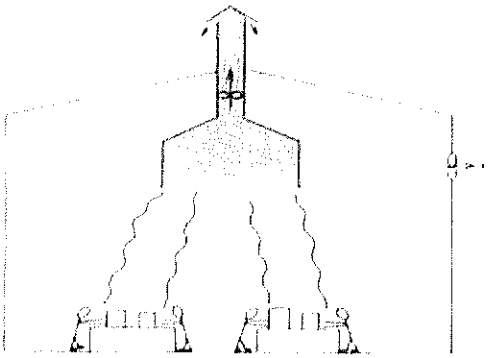
（特化則第38条の21第１項）

- 屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合は、溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。

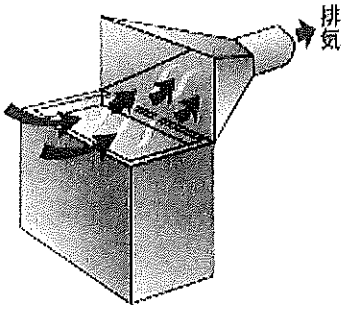
 ※「**同等以上の措置**」には、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。

- 「**全体換気装置**」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者（→３ページ）が、**1月を超えない期間**ごとに、その損傷、異常の有無などについて**点検**する必要があります。

【全体換気装置の例】



【局所排気装置の例】



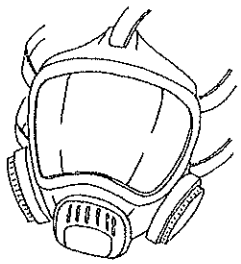
（2）有効な呼吸用保護具の使用（特化則第38条の21第５項）

金属アーク溶接等作業（→１ページ）に労働者を従事させるときは、当該労働者に**有効な呼吸用保護具**を使用させることが必要です。

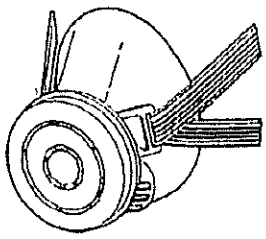
（参考）呼吸用保護具の種類

防じんマスク

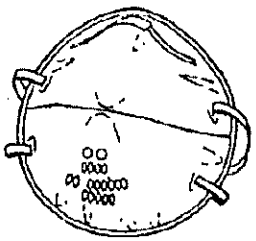
【取り替え式・全面形面体】



【取り替え式・半面形面体】

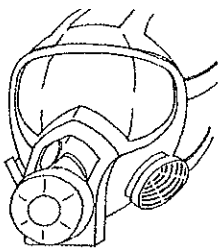


【使い捨て式】

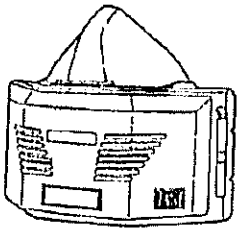


電動ファン付き呼吸用保護具

【全面形面体】



【半面形面体】



（３）掃除等の実施（特化則第38条の21第9項）

金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、**水洗等粉じんの飛散しない方法**によって、**毎日１回以上掃除**しなければなりません。

※「水洗等」には超高性能（HEPA）フィルター付き真空掃除機が含まれますが、粉じんの再飛散に注意する必要があります。

（４）特定化学物質作業主任者の選任（特化則第27条、第28条）

「**特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習**」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

（令和４年３月31日まで経過措置あり→４ページ）

① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、**作業の方法**を**決定**し、**労働者**を**指揮**すること

② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを**予防するための装置**を**１か月を超えない期間**ごとに**点検**すること

③ **保護具**の使用状況を監視すること

（５）特定化学物質健康診断の実施等（特化則第39条～第42条）

溶接ヒュームを取り扱う作業に常時従事する労働者などに対して、健康診断を行うことが必要です。

- 金属アーク溶接等作業に**常時従事する**労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後**６月以内ごとに１回**、定期に、規定の事項について健康診断を実施する（１次健診）。
- 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する（２次健診）。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果（個人票）は、５年間の保存が必要。
- 特定化学物質健康診断結果報告書（特化則様式第３号）を労働基準監督署長に提出する。
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

■溶接ヒュームの健診項目

１次検診	①業務の経歴の調査　②作業条件の簡易な調査 ③溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査　⑤握力の測定
２次健診	①作業条件の調査　②呼吸器に係る他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定

※金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「じん肺健康診断」の実施（じん肺法第7～9条の2）が必要ですのでご注意ください。

（6）その他必要な措置

金属アーク溶接等作業に関し、次の措置を講じることが必要です。

① **安全衛生教育**（安衛則第35条）
労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項について、教育を行う。

② **ぼろ等の処理**（特化則第12条の２）
対象物に汚染されたぼろ（ウエス等）、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。

③ **不浸透性の床の設置**（特化則第21条）
作業場所の床は、不浸透性のもの（コンクリート、鉄板等）とする。

④ **立入禁止措置**（特化則第24条）
関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。

⑤ **運搬貯蔵時の容器等の使用等**（特化則第25条）
対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。

⑥ **休憩室の設置**（特化則第37条）
対象物を常時製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場以外の場所に休憩室を設ける。

⑦ **洗浄設備の設置**（特化則第38条）
以下の設備を設ける。
・洗眼、洗身またはうがいの設備
・更衣設備
・洗濯のための設備

⑧ **喫煙または飲食の禁止**（特化則第38条の２）
対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。

⑨ **有効な呼吸用保護具の備え付け等**（特化則第43条、第45条）
必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

3．施行日・経過措置

規制の内容	2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
呼吸用保護具の使用等	**特化則**に基づく呼吸用保護具の使用の義務化前から**粉じん則**の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。								呼吸用保護具の選択・使用(4/1～)			
特定化学物質作業主任者の選任									選任義務(4/1～)			
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置					実施義務(4/1～)							

改正内容に関する通達・資料はこちら
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html

金属アーク溶接等作業**以外**で塩基性酸化マンガンを取り扱う皆さまへ

「塩基性酸化マンガン」について健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、**「塩基性酸化マンガン」**について、上記のリスク評価等により労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等を改正しました。

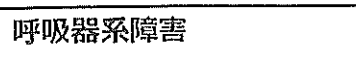
改正政省令・告示は、**令和３年４月１日から施行・適用**します。

※作業主任者の選任について経過措置があります（令和４年４月１日施行）

溶接ヒュームに関する規制については、リーフレット「**金属アーク溶接等作業**について健康障害防止措置が義務付けられます」をご覧ください。

１．新たに規制の対象となった物質

- 塩基性酸化マンガンに有害性が確認されたことから、従来の第２類特定化学物質である「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く）」を「マンガン及びその化合物」と改正し、塩基性酸化マンガンを新たに特化則の特定化学物質（管理第２類物質）に位置付けます。
- 塩基性酸化マンガンとは、マンガンの酸化数が２または３の塩基性酸化物であり、代表的な物質として酸化マンガン（ＭｎＯ）、三酸化二マンガン（Mn_2O_3）が挙げられます。

酸化マンガン（MnO）　（CAS No.1344-43-0）		
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状	構造式
神経機能障害	・緑色固体 ・融点1785℃	Mn＝O
三酸化二マンガン（Mn_2O_3）　（CAS No.1317-34-6）		
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状	構造式
神経機能障害、呼吸器系障害	・黒色固体 ・融点1650℃	

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

2．今回の改正による主な規定の適用（一覧表）

条文		規制内容		適用の有無
安衛法	57	表示		●
	57の2	文書の交付		●
	88	計画の届出		●
特定化学物質障害予防規則	2	定義		管理第二類物質
	2の2	適用除外（業務）		なし
	4	特定第2類物質等の製造に係る設備		×
	5	特定第2類又は管理第2類物質に係る設備		●
	6	4・5条の適用除外		●
	7	局排等の性能		● 抑制濃度 0.05mg/m³
	8	局排等の稼働時の要件		●
	9	除じん		●
	12の2	ぼろ等の処理		●
	13～20	漏えいの防止（特定化学設備）		×
	21	床の構造		●
	22、22の2	設備の改造等の作業		●
	23	退避等		×
	24	立入禁止措置		●
	25	容器等	堅固な容器	第1項 ●
			容器等への表示と保管	第2、3項 ●
			空容器保管上の措置	第4項 ●
			貯蔵場所の設備	第5項 ×
	26	救護組織等		×

条文		規制内容		適用の有無
特定化学物質障害予防規則	27(28)	作業主任者の選任		●
	29～35	定期自主検査、点検、補修等		●
	36	作業環境の測定	実施	●
			記録の保存	●（3年）
	36の2	測定結果の評価と記録の保存		●（3年）
		管理濃度（マンガンとして）		0.05mg/m³
	36の3、36の4	評価の結果に基づく措置		●
	37	休憩室		●
	38	洗浄設備		●
	38の2	喫煙、飲食等の禁止		●
	38の3	掲示		×
	38の4	作業の記録と保存		×
	38の21	溶接ヒュームに係る特別規定		×
	39～40の3	健康診断	雇入れ、定期	●
			配転後	×
			記録の保存	●（5年）
	41	健康診断結果の報告		●
	42	緊急診断	特定化学物質	第1項 ●
			特別有機溶剤等	第2、3項 ×
	43(45)	呼吸用保護具の備え付け		●
	44(45)	化学防護服の備え付け		×
	53	記録の報告		×

3．表示・通知対象物としての規制

※主として一般消費者が生活で使用するためのもの、対象物が密封された状態で取り扱われるもの、労働者による取り扱いの過程において固体以外の状態にならず、粉じん･ヒューム等が生じないものは対象外です。

（1）容器･包装への表示（ラベル）　安衛法第57条、安衛令第18条等

マンガンおよびその化合物（塩基性酸化マンガンを含み、粉状のものに限ります。）や、これらを重量の0.3%以上含有する製剤その他の物を容器･包装に入れて譲渡、提供する場合は、容器･包装に次の事項の表示が必要です。

表示事項
①名称　②人体に及ぼす作用　③貯蔵または取り扱い上の注意 ④表示者の氏名（法人の場合は名称）、住所、電話番号　⑤注意喚起語　⑥安定性および反応性　⑦標章

（2）文書の交付等（SDS）　安衛法第57条の2、安衛令第18条の2、別表第9等

マンガンおよびその化合物（塩基性酸化マンガンを含みます。）や、これらを重量の0.1%以上含有する製剤その他の物を譲渡、提供する場合は、安全データシート（SDS）の交付などにより次の事項の通知が必要です。

通知事項
①名称　②成分およびその含有量　③物理的および化学的性質　④人体に及ぼす作用 ⑤貯蔵または取り扱い上の注意　⑥事故が発生した場合において講ずべき応急の措置 ⑦通知者の氏名（法人の場合は名称）、住所、電話番号　⑧危険性または有害性の要約 ⑨安定性および反応性　⑩適用される法令　⑪その他参考となる事項

4．特定化学物質としての規制

（1）特定化学物質としての規制の対象となる作業と含有率（特化則第2条）

- マンガンおよびその化合物と、これを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「マンガン等」）が対象
- マンガン等を製造し、または取り扱う業務（以下「マンガン等製造・取扱業務」）が規制の対象

（2）発散抑制措置等（特化則第5,7,8,29,30,32,33,34の2,35条,安衛則第85,86条,別表第7）

マンガン等製造・取扱業務を行う屋内作業場については、労働者がマンガン等を吸い込むことを防止するため、次の措置をとることが必要です。

発散抑制措置（特化則第５条）

① 発散源を密閉する設備、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けること

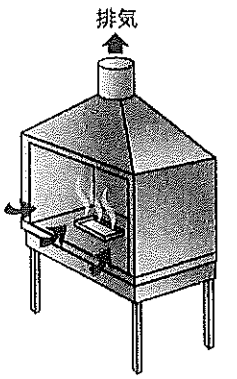
② ①の措置が著しく困難なとき、または臨時の作業を行うときは、全体換気装置を設ける等、労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じること

局所排気装置やプッシュプル型換気装置の要件、点検、届出等

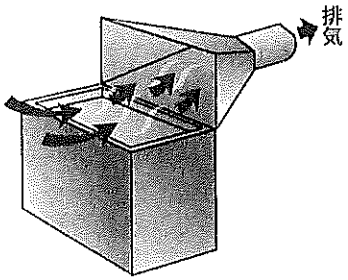
① 構造、性能等について一定の要件を満たす必要があること（特化則第7,8条）
※「抑制濃度」はマンガンおよびその化合物全体として、「マンガンとして0.05mg/㎥」に引き下げられます。

② 定期自主検査、点検を行うこと（特化則第29,30,32,33,34の2,35条）

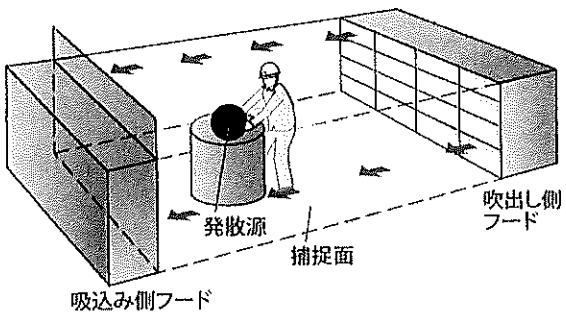
③ 設置計画の届出（安衛則第85,86条,別表第7）
※設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届け出が必要です。



局所排気装置(囲い式)の例



局所排気装置(外付け式)の例



プッシュプル型換気装置の例

（3）特定化学物質作業主任者の選任（特化則第27条、第28条）

＜令和４年４月１日から適用＞

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した人のうちから、作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること

② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置（全体換気装置など）を１か月を超えない期間ごとに点検すること

③ 保護具の使用状況を監視すること

（４）作業環境測定の実施（特化則第36条～第36条の4）

マンガン等製造・取扱業務を行う屋内作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要です。

- ６か月以内ごとに１回、定期に、作業環境測定士※（国家資格）による作業環境測定を実施。
 ※分析は４号（金属類）を含む第一種作業環境測定士資格のある測定士が実施。
- 結果について作業環境評価基準に基づき評価を行い、評価結果に応じて適切な改善が必要。
- 測定の記録および評価の記録は３年保存。

物質名	管理濃度	試料採取方法	分析方法
マンガン及びその化合物	マンガンとして0.05mg/m³	分粒装置を用いるろ過捕集法	吸光光度分析方法 原子吸光分析方法

※上記のほか、個人サンプリング法による作業環境測定の対象となる「低管理濃度特定化学物質」に「マンガン及びその化合物」が追加されます。

（５）特定化学物質健康診断の実施等（特化則第39条～第42条）

マンガン等製造・取扱業務に常時従事する労働者に対して、健康診断を行うことが必要です。

- 塩基性酸化マンガン製造・取扱業務に常時従事する労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後６月以内ごとに１回、定期に、規定の事項について健康診断を実施する（1次健診）。
- 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する（２次健診）。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果（個人票）は、５年間の保存が必要。
- 特定化学物質健康診断結果報告書（特化則様式第３号）を労働基準監督署長に提出する。
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて、労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

【健診項目】

１次検診	①業務の経歴の調査　②作業条件の簡易な調査 ③マンガンまたはその化合物によるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査　⑤握力の測定
２次健診	①作業条件の調査　②呼吸器に係る他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定

（６）その他の措置

①安全衛生教育（安衛則第35条）　②ぼろ等の処理（特化則第12条の２）
③不浸透性の床の設置（特化則第21条）　④立入禁止措置（特化則第24条）
⑤運搬貯蔵時の容器等の使用等（特化則第25条）　⑥休憩室･洗浄設備の設置（特化則第37,38条）
⑦喫煙又は飲食の禁止（特化則第38条の２）
⑧有効な呼吸用保護具の備え付け等（特化則第43条、第45条）

改正内容に関する通達・資料はこちら（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html

条文の参照は、電子政府の総合窓口（e-GOV）法令データ提供システム
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/

お問い合わせ・・・都道府県労働局または労働基準監督署
http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html

2020/10/15